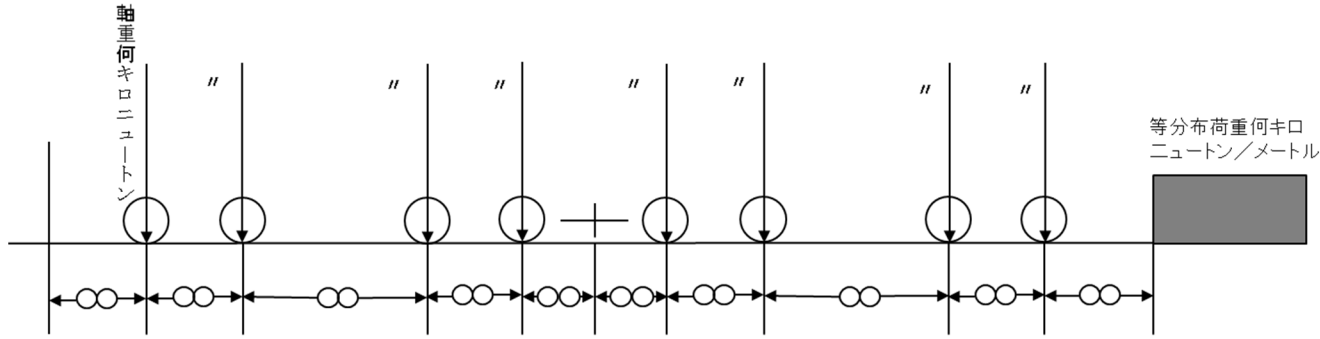


所定動荷重図



備考 寸法ノ単位ハ米トシ小数4位以下ヲ切捨ツベシ

桁ノ最大応力表

部材	支間又ハ 部材長	荷重ノ種類		死荷重	活荷重	衝 撃	そ の 他	合 計	断面諸元	作 用 応 力 度	許 容 応 力 度
		応力ノ種類									
	米	最大曲モーメント	キロニュートン メートル	キロニュートン メートル	キロニュートン メートル	キロニュートン メートル	キロニュートン メートル	キロニュートン メートル		ニュートン毎平 方ミリメートル	ニュートン毎平 方ミリメートル
		最大軸方向力	キロニュートン	キロニュートン	キロニュートン	キロニュートン	キロニュートン	キロニュートン			
		最大剪断力	〃	〃	〃	〃	〃	〃			

- 備考 1 部材毎ニ作成スベシ
 2 部材ハ主桁、縦桁、対傾構等ノ別ヲ記載シ位置ニ依リテ示スベキ部材ハ図ニ依リテ位置ヲ明示スベシ
 3 作用応力度及許容応力度ハ圧縮応力度、引張応力度及剪断応力度ニ付記載スベシ
 4 断面諸元ノ単位ハ糶トシ小数二位以下ヲ切捨ツベシ

桁ノ許容応力度表

鋼材	材質		プレストレストコンクリート	プレストレストコンクリート鋼材	材質	
	許容軸方向引張応力度	ニュートン毎平方ミリメートル			引張強度	ニュートン毎平方ミリメートル
	許容軸方向圧縮応力度	//			降伏点応力度	//
	許容曲引張応力度	//			許容引張応力度	//
	許容曲圧縮応力度	//			有効引張応力度	//
	許容剪断応力度	//			プレストレスヲ与エタ直後ノ設計断面ニ於ケル引張応力度	//
	許容支圧応力度	//			設計ニ用ヒタシース其ノ他ト鋼材トノ間ノ摩擦係数	
鉄筋コンクリート	鉄筋	材質		鉄筋	材質	
		許容引張応力度	ニュートン毎平方ミリメートル		許容引張応力度	ニュートン毎平方ミリメートル
	コンクリート	設計圧縮強度 σ_{28}	//	コンクリート	設計圧縮強度 σ_{28}	//
		許容軸方向圧縮応力度	//		許容軸方向圧縮応力度	//
		許容曲圧縮応力度	//		許容軸方向引張応力度	//
		許容剪断応力度	//		許容曲圧縮応力度	//
		許容曲引張応力度	//		許容曲引張応力度	//
		許容斜引張応力度	//		許容斜引張応力度	//
		許容支圧応力度	//		許容支圧応力度	//
	許容付着応力度	//	プレストレスヲ与ヘルトキノコンクリートノ圧縮強度	//		
粗骨材ノ最大寸法	糎	粗骨材ノ最大寸法	糎			
水セメント比		水セメント比				
				破壊ニ対スル安全度		

- 備考 1 材質ハ日本工業規格ノ記号ヲ記載スベシ
 2 プレストレストコンクリート鋼材ニ在リテハ鋼材ノ断面積又ハ直径ノ異ル毎ニ作成スベシ

桁ノ最大撓表

桁ノ構造	支間	活荷重ニ依ル撓
	米	糎

備考 桁ノ構造又ハ支間ノ異ル毎ニ作成スベシ

支承ノ強度表

支承ノ種類	材質	シュー									アンカーボルト					
		作用スル荷重ノ組合	最大支圧応力度	許容支圧応力度	最大曲引張応力度	許容曲引張応力度	最大曲圧縮応力度	許容曲圧縮応力度	最大剪断応力度	許容剪断応力度	材質	作用スル荷重ノ組合	最大剪断応力度	許容剪断応力度	上揚力	抵抗力
			ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル			ニュートン毎平方ミリメートル	ニュートン毎平方ミリメートル	キロニュートン	キロニュートン
			//	//	//	//	//	//	//	//			//	//	//	//

- 備考 1 支承ノ種類、シューノ材質及作用スル荷重ノ組合ノ異ル毎ニ作成スベシ
 2 材質ハ日本工業規格ノ記号ヲ記載スベシ

橋台、橋脚、基礎及桁ノ安定度表

		橋台		橋脚		基礎		桁	
作用スル荷重ノ組合									
抵抗力ト滑動力トノ比									
抵抗モーメントト転倒モーメントトノ比									
支持ニ対スル安定	鉛直圧力度	ニュートン毎平方ミリ メートル（又ハキロニ ュートン）		ニュートン毎平方ミリ メートル（又ハキロニ ュートン）		ニュートン毎平方ミリ メートル（又ハキロニ ュートン）			
	許容支持力	〃		〃		〃			
	極限支持力	〃		〃		〃			

- 備考 1 橋台、橋脚、基礎及桁ニ付作用スル荷重ノ組合ノ異ル毎ニ作成スベシ
 2 基礎地盤ノ地質ヲ欄外ニ明示スベシ

線	名		線
位	置	起点	終
橋	梁	名	
設	計	年 月 日	

本様式・・・追加〔昭和62年3月運・建令1号〕、一部改正〔平成11年10月運・建令10号〕